



ごみの出し方

家庭ごみの出し方ガイド 参照 詳細 ☎72-3126

戸別収集による「燃やせるごみ」「燃えないごみ」「燃やせないごみ」「危険ごみ」「廃蛍光管等」「資源物」「粗大ごみ」「ミックスペーパーリサイクル(紙資源)」の8分別収集と、公共施設などでの各種リサイクル物の拠点回収を実施しています。

地区名	燃やせるごみ 危険ごみ	燃えないごみ 廃蛍光管等	燃やせ ないごみ	資源物 (ビン・缶・ ペットボトル)	ミックス ペーパー リサイクル
石狩地区 ◎8時30分(花川南7~10条の地区は8時)までに出してください					
花川南1~4条、花川南5条3~6丁目、花川南6条3~5丁目、花川404、花畔354	毎週 火・金曜	毎月 2回 の水曜	毎週木曜 (祝日は休み)	毎週土曜 (第1土曜除く)	毎月 第1土曜
花川南5条1・2丁目、花川南6条1・2丁目、花川南7~10条、樽川3・4条、樽川8・9条、樽川、横町、新町、仲町、弁天町、親船町、本町、浜町、親船東2・3条、新港東3丁目・南1丁目、志美				毎週土曜 (第2土曜除く)	毎月 第2土曜
親船東1条、生振	毎週 月・木曜	毎月 2回 の水曜	毎週金曜 (祝日は休み)	毎週土曜 (第2土曜除く)	毎月 第2土曜
花川北1~3条、花川北4条(道住花畔団地を除く)、花川北5条				毎週土曜 (第3土曜除く)	毎月 第3土曜
花川北4条(道住花畔団地のみ)、花川北6・7条、花川東、花川424、花畔(354番地を除く)、樽川5~7条、緑苑台東、八幡1~5丁目、高岡、五の沢、北生振、美登位、緑ヶ原、厚田区虹が原				毎週土曜 (第4土曜除く)	毎月 第4土曜
厚田区 ◎8時までに出してください					
厚田、別狩、安瀬、小谷、押琴	毎週 月・木曜	毎月 2回 の水曜	毎週金曜 (祝日は休み)	毎週土曜	毎月 第3土曜
古澤、嶺泊、望来、聚富	毎週 火・金曜			毎週木曜 (祝日は休み)	毎週土曜 (第3土曜除く)
浜益区 ◎7時~8時に出してください					
浜益、群別、幌、床丹、雄冬、千代志別	毎週 月・木曜	毎月 2回 の水曜	毎週金曜 (祝日は休み)	毎週土曜	毎月 第3土曜
川下、柏木、実田、濃屋、送毛、毘砂別、御料地、厚田区濃屋	毎週 火・金曜			毎週木曜 (祝日は休み)	毎週土曜 (第3土曜除く)

●粗大ごみ 指定ごみ袋に入らないもの、入っても口をしばれないもの、しばってもはみ出すものは粗大ごみです。粗大ごみを出す際は粗大ごみコールセンター☎62-5353へ電話で申し込みが必要です。

水道料金・下水道使用料

詳細 ☎72-3133

毎月の月初めに検針を行い、前月のご使用分を当月分として25日ごろに納付書を配付します。納期限は翌月10日です。また、金融機関で「口座振替」も行っており、検針の翌月10日が振替日で、残高不足で振替にならなかった場合は25日に再振替します(10、25日が休日の場合は翌営業日が振替日)。

水道の使用開始・停止をする際は、事前に手続きが必要です。電話または電子申請システムから申し込みます。

●下水道使用料 ※下表で計算した合計額に消費税率を乗じて得た額を加算した金額が使用料となります

汚水量	金額
基本汚水量(10m ³ までの部分)	1,120円
超過汚水量	
10m ³ を超え30m ³ までの部分 1m ³ につき	137円
30m ³ を超える部分 1m ³ につき	200円

●水道料金 ※下表で計算した合計額に消費税率を乗じて得た額を加算した金額が料金となります

区分/口径(mm)	13	20	25	30	40	50	75	100
基本料金(1カ月あたり)	1,520円	1,870円	5,020円	7,940円	12,720円	23,920円	39,910円	79,940円
1m ³ につき	0~7m ³ まで	0円	0円					
	8~20m ³ まで	198円	244円	327円	327円	373円	373円	373円
	21m ³ 以上	315円	327円					

ガス

詳細 北ガス ☎0570-008800

町内会

詳細 ☎72-3143

地域の住民がお互いに協力しながらさまざまな活動をしています。安心して暮らせる明るく住みよいまちをつくるために町内会・自治会に加入しましょう。

犬の登録・火葬

詳細 ☎72-3240

変更事由	窓口	届出	持ち物
鑑札や注射済票の破損・紛失	環境課 各支所市民福祉課	鑑札再交付申請書	破損した登録鑑札・注射済票(紛失時は窓口で相談)
犬の死亡		死亡届	登録鑑札・注射済票(紛失時は窓口で相談)
犬の所在地の変更	市外からの転入 市内での転居 市外へ転出	異動先市町村	登録事項変更届 登録鑑札・注射済票
飼い主もしくは飼い主の住所・氏名の変更	環境課 各支所市民福祉課		
死亡犬などの火葬(諸手続き完了後)	北石狩衛生センターに石狩市民であることを確認できる書類を持参のうえ自己搬入してください(お骨は返却しません)。 ☎66-4546 ※平日9時~12時15分、13時~17時		

除雪

詳細 ☎72-3138

除雪車の出動基準は「降雪が10cmに達しなおも降り続く事が予想される場合」です。除雪センターでは6時30分までに除雪を終了するようにしていますが、降雪状況によります。

防災

防災ガイド 参照 詳細 ☎72-3190

平成30年5月発行の「石狩市地区防災ガイド」は津波や洪水の浸水想定、土砂災害警戒区域などを反映するなど、平成25年3月に策定したガイドを「全面改定」したものです。市内の危険な場所や避難に関する情報などは改定版(令和4年3月)をご覧ください。

交通安全(交通安全教室の申込)

詳細 ☎72-3143

年齢に応じた交通安全教室を開催し、交通ルール・マナーの実践と基本動作「止まる・見る・待つ」を習得できるよう指導を行います(完全予約制)。

●街頭啓発(年4回)

季節ごとに行われる交通安全運動にあわせて大規模に行います。

●交通事故

市内の交通事故の状況を調査し市役所1階ロビーと市内各コミセンに掲示しています。

道路

詳細 ☎72-6122

宅地内の樹木が道路に張り出したり、屋根の雪が落ちるなど、歩行者や車両の安全な通行を妨げないよう、建物や庭の定期的な点検、剪定、屋根からの落雪対策などを行い、道路の安全確保にご協力ください。また、道路用地に排水管の埋設やロードヒーティングをする場合、歩道縁石の低下や道路側溝にふたをかけて舗装するなど道路施設の形状を変更する場合などは市への手続きが必要です。

住民票・戸籍・証明

詳細 ☎72-3165

●住民票・戸籍・印鑑登録などの証明発行

市役所 厚田・浜益支所 平日 8時45分～ 17時15分	持ち物:請求書(住民票と戸籍の請求様式は市HPまたは窓口にあります)、取りに来る方の本人確認書類 [*] 、代理人が来る場合は委任状と代理人の本人確認書類 [*] 、印鑑登録証明書は印鑑登録証、手数料(ご確認ください)
---------------------------------------	---

^{*}本人確認書類はマイナンバーカード、運転免許証などです

市役所 土・日曜に取りたい とき (住民票・印鑑登録証明書)	金曜(祝日の場合は直前の平日)の8時45分～15時まで に電話予約した場合に交付 印鑑登録証明書の場合は印鑑登録証(カード)を手元にご用意の上、登録者本人がお電話ください
コンビニ 交付サービス 6時30分～23時	マイナンバーカードを利用してマルチコピー機で「住民票」「印鑑登録証明書」「戸籍謄本・抄本」「税証明」を取ることができます

・住民票を請求できる方は本人・同じ世帯の方、請求する正当な理由がある方です
・戸籍を請求できる方は原則として同じ戸籍にいる人と配偶者、直系の親族(祖父母・父母・子・孫など)です
・第三者が請求する時は正当な理由を証明する書類の添付を求める場合があります
・印鑑登録時にお渡しする「印鑑登録証」(カード)または、マイナンバーカード(本人来庁による交付申請のみ利用可)を証明発行窓口に提示し、カードの持ち主の住所・氏名・生年月日を申請書に記載し請求することで「印鑑登録証明書」を取ることができます

税金

市税

市税のしおり 参照 詳細 ☎72-3119

課税のしくみ、納め方、申告や届出、よくある質問は「市税のしおり」をご覧ください。

固定資産税

市税のしおり 参照 詳細 ☎72-3120

	固定資産税	都市計画税
納税義務者	1/1現在において下記の条件に該当する方 ・土地・家屋…不動産登記簿または固定資産課税台帳に登録または登録されている方 ・償却資産…償却資産課税台帳に登録されている方	
税率	1.4%	0.3%
税額の計算方法	課税標準額(土地+家屋+償却資産) × 税率	
免税点	〈免税点とは?〉 土地・家屋・償却資産ごとに定められた固定資産税が免税となる基準。各項目ごとに課税標準額が以下の場合には免税となります。 土地:300,000円未満 家屋:200,000円未満 償却資産:1,500,000円未満	

時間外納付・相談窓口

詳細 ☎72-3118

開設時間	毎月第4木曜 17時15分～20時 ※祝日の場合は金曜 毎月第4日曜 10時～15時
開設場所	市役所1階 納税課 ※厚田支所・浜益支所では時間外の窓口を開設していません ※時間外納付・相談窓口では石狩ハイスタンプ会が発行するハイスタンプ券での納付は不可。ハイスタンプ券での納付は市役所にて平日8時45分～17時15分の取り扱いです

主な税の納期

詳細 ☎72-3121

市・道民税(普通徴収分)	6・8・10・12月
固定資産税・都市計画税	5・7・9・11月
国民健康保険税	6～翌3月
軽自動車税	5月

軽自動車税

市税のしおり 参照 詳細 ☎72-3119

●軽自動車税(種別割)

4/1現在で定置場(軽自動車を置いてある場所)が市内にある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪軽自動車および二輪小型自動車などの所有者(または使用者)に課税されます。

4/2以降に廃車手続きをしても自動車税(種別割)のような月割り計

算による税金の払い戻しはないため、その年度の税金はかかります。

※各車種の税率は市HPか「市税のしおり」を参照

●軽自動車を取得・廃車・譲渡したときの申告

軽自動車の取得・廃車・譲渡、転入・転出などがあつた場合は忘れずに申告してください。なお、車種により申告場所や必要書類などが変わりますのでご注意ください。

車種	申告場所
原動機付自転車 小型特殊自動車	市役所1階税務課、厚田支所、浜益支所
三輪・四輪の軽自動車 二輪車(トレーラ)	札幌地区軽自動車協会 (札幌市北区新川5条20丁目) ☎011-768-3955
二輪軽自動車(125cc超～250cc以下) 二輪小型自動車(250cc超)	札幌運輸支局 (札幌市東区北28条東1丁目) ☎050-5540-2001

●軽自動車税(種別割)の減免

障がいのある方(またはそのご家族)が所有する車両、構造が専ら障がいのある方のために使用するものとなっている車両について、申請により減免が受けられます。減免を受けようとする方は、5月末までに申請してください。

※減免は障がいのある方1人に対して軽自動車または普通自動車の1台分のみが対象

【1】障がいのある方のために使用する場合の減免

1 減免の対象となる事由

- (1) 障がいのある方が所有し、運転する場合
- (2) 障がいのある方と生計を一にする方が所有し、障がいのある方の通学、通院などの日常生活のために運転する場合
- (3) 障がいのある方(障がいのある方のみで構成される世帯に限る)のために常時介護する方が専らこの障がいのある方のために運転する場合

2 減免の対象となる障がいの範囲

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの等級が市が定める基準に該当する方
- (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が市が定める基準に該当する方
- (3) 療育手帳の交付を受けている方